

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の 改正及びその円滑な施行を求める意見書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、いわゆる「バリアフリー法」施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところではある。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的なバリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては、様々な事情から基本構想等の作成が進まない地域もあります。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や接遇のあり方について、一層の向上が急務となっています。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要があります。そのためには、同法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠です。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞いています。

よって、江戸川区議会は政府に対し、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するため、下記の事項について取り組むことを強く求めます。

記

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、「バリアフリー法」の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。併せてバリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
- 4 バリアフリー法改正後は速やかな施行を行う観点から、改正内容について十分に周知を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成30年3月23日

江戸川区議会議長 藤澤進一

内閣総理大臣、国土交通大臣 あて